

九州大学男女共同参画推進室規程

平成16年度九大規程第14号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 6年 3月29日
(令和5年度九大規程第104号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 推進室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 男女共同参画推進のための具体的方策の計画及び実施に係る支援に関すること。
- (2) 男女共同参画状況の調査及び分析に関すること。
- (3) 男女共同参画に係る情報発信等に関すること。
- (4) 男女共同参画に係る相談体制に関すること。
- (5) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。

(組織)

第3条 推進室は、室長、副室長、室員及び協力教員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第5条 副室長は、次条に規定する室員のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

(室員)

第6条 室員は、職員のうちから総長が指名する。

2 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を行う。

(協力教員)

第7条 協力教員は、男女共同参画の推進に関し専門的知識を有する教員のうちから室長が指名する。

2 協力教員は、室長の命を受け、推進室の業務を助ける。

(事務)

第8条 推進室に関する事務は、事務局関係部課等において分担して処理し、人事部人事企画課が総括する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規程第62号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第102号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規程第53号）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第32号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第80号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第104号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第124号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年度九大規程第104号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。